

## 新型コロナウイルス感染症に罹患等した場合の追試等について

2020.9.17

神奈川工科大学 企画入学課

### 1. 追試等について

入学者選抜試験当日に新型コロナウイルス感染症に罹患もしくは罹患が疑われまたは濃厚接触者等に該当したことにより、入学者選抜試験の受験ができなかった場合、次の選抜方法の区分に応じてそれぞれに定める方法により追試または他方式・他日程への変更(以下、「追試等」といいます。)等の対応をします。

#### (1) 総合型選抜

他方式への変更をご検討ください。

#### (2) 学校推薦型選抜

指定校制および公募制の全方式とも 12/12 に本学会場のみにて追試を実施します。

#### (3) 一般入試

A 日程の受験生は B 日程への変更をご検討ください。ただし、B 日程の受験生は変更できません。検定料の差額がある場合は返還いたします(下記 4.ただし書き以下を参照願います。)

#### (4) 共通テスト方式 A 日程

特例追試受験者は、大学入試センターから大学への成績提供可能日(2/18 予定)以降に、追加で正規合格者を発表します。

### 2. 追試等の申請

(1) 総合型選抜・学校推薦型選抜・一般入試は、各選抜試験実施日の 10:00~15:00 に、共通テスト方式 A 日程は、2021 年 2 月 3 日の 10:00~15:00 に受験票記載の企画入学課宛にお電話にてお申出ください。

(2) 診断書その他事由の証明となる医療機関・公的機関発行の書面を提示していただきます(特例追試者に係る共通テスト方式 A 日程については不要)。

(3) 申請内容や書面を確認の上、速やかに追試等の対応を決定しお知らせします。

### 3. 入学手続き等

入学手続き期間については、追試等の申請時に個別にお知らせします。

4. 追試等が難しい場合は、上記 2. (1)(2) の手続きを経たうえで、入学検定料の返還をします。ただし、決済手数料の返還は出来ませんのでご了承ください。なお、返還に掛かる送金手数料はご負担いただきますので合わせてご了承ください。